各医師会長殿

福岡県医師会会 長蓮澤浩明(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いにおける初診からの電話や情報通信機器を用いた診療に係る 要件の遵守の徹底及び実施状況の報告について(周知)

電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについては、令和2年4月16日付け福県医発第190号(地)及び令和2年4月20日付け福県医発第225号(地)等にてご連絡申し上げているとおり、医療機関から都道府県へ毎月初診からの電話やオンライン診療の報告を行うこと、また原則として3ヶ月ごとに検証を行うこととされております。

今般、これまでの検証結果を踏まえ、初診からの電話や情報通信機器を用いた診療に係る要件の遵守の徹底及び実施状況の報告の簡略化される旨、日本医師会及び福岡県保健医療介護部より通知がありましたのでご連絡申し上げます。

これに伴い、令和5年4月以降実施分については、別添1の様式により、原則、福岡電子申請サービスからご報告いただくこととなります。(インターネットの接続環境を有しない場合はFAXでも可。)

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員 への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関として登録されている医療機関に対しましては、別紙のとおり福岡県保健医療介護部より直接通知されておりますことを申し添えます。

記

- 1. 初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施の要件の遵守の徹底について 初診から電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関は当該要件の遵守を徹 底すること。
 - ①麻薬及び向精神薬を処方してはならないこと
 - ②診療録等により当該患者の基礎疾患の情報が把握できない場合は、処方日数は7日間を上限とすること

③診療録等により当該患者の基礎疾患の情報が把握できない場合は、診療報酬における薬剤管理指導料の「1」の対象となる薬剤の処方をしてはならないこと。

また厚生労働省は、当該規定を守らない医療機関の情報を都道府県に提供し、都道府 県は医療機関での診療の実態を調査し、勧告等必要な指導を行うこと。

- 2. 初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施状況の報告について 別添1の様式のとおり、報告の様式を簡略化される。
 - <削除された項目>
 - ・対応した医師の診療科
 - ・初診からの電話等による診療等の実施について
 - 診断名
 - ・指示の内容
 - ・再診の予約日

<新たに追加された項目>

- ・診療録等による基礎疾患等患者情報の確認について
- ・保険適応について

以上

日医発第 2310 号(地域) 令和 5 年 3 月 14 日

都道府県医師会担 当 理 事 殿

公益社団法人日本医師会常任理事 長島公之 (公印省略)

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の 時限的・特例的な取扱いにおける初診からの電話や情報通信機器を用いた診療に係る 要件の遵守の徹底及び実施状況の報告について(周知)

今般、厚生労働省医政局医事課より、各都道府県等衛生主管部(局)宛に標記の事務連絡が 発出されるとともに、本会に対して周知方依頼がありました。

電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについては、令和2年4月10日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて並びに新型コロナウイルスの感染拡大に際して電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関の一覧の作成及び実施状況の報告について(依頼)」((地43)(健Ⅱ34)令和2年4月14日に本会より発出。以下「令和2年事務連絡」と呼ぶ)により定められており、医療機関から都道府県へ毎月初診からの電話やオンライン診療の報告を行うこと、また都道府県は原則として3ヶ月ごとに検証を行うこととされています。

本事務連絡は、これまでの検証結果を踏まえ、今後の令和2年事務連絡における、初診からの「電話」や「情報通信機器」を用いた診療に係る要件の遵守の徹底と、実施状況の報告について簡略化するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会管下 の郡市区医師会並びに関係医療機関等への周知方につき、ご高配を賜りますようよろしくお願 い申し上げます。 1. 初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施の要件の遵守の徹底について 令和2年事務連絡で禁止されている処方について改めて遵守を徹底すること。(麻薬及 び向精神薬の処方、診療録等により当該患者の基礎疾患の情報が把握できない場合に おける、「7日を超える処方日数の処方」「診療報酬における薬剤管理指導料の「1」の 対象となる薬剤の処方」)

また厚生労働省は、当該規定を守らない医療機関の情報を都道府県に提供し、都道府県は医療機関での診療の実態を調査し、勧告等必要な指導を行うこと。

2. 初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施状況の報告について 令和2年事務連絡に定められた医療機関から都道府県に毎月行う報告を簡略化したこと。

4医指第3292号 令和5年3月14日

公益社団法人福岡県医師会長一般社団法人福岡県歯科医師会長公益社団法人福岡県病院協会長一般社団法人福岡県私設病院協会長一般社団法人福岡県精神科病院協会長公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長

殿

福岡県保健医療介護部長 (医療指導課)

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いにおける初診からの電話や情報通信機器を用いた診療に係る要件の遵守の徹底及び実施状況の報告について(周知)

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。標記について、厚生労働省から別添(写)のとおり通知がありましたのでお知らせします。つきましては、初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施の要件の遵守の徹底及び実施状況の報告について、貴会会員に対して周知していただきますようお願いいたします。なお、登録された医療機関に対しましては個別に御案内するとともに、報告様式及び提出方法を県ホームページに掲載していますこと申し添えます。

県ホームページ

https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/20200410dennwajouhoutuusinnkiki.html

【担当】

医療指導係

TEL 092-643-3274

FAX 092-643-3277

事務連絡

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局医事課

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いにおける初診からの電話や情報通信機器を用いた 診療に係る要件の遵守の徹底及び実施状況の報告について(周知)

標記について、別添のとおり各都道府県担当者衛生主管部(局)宛事務連絡を発出しましたので、その内容について御了知いただくとともに、貴課団体会員等に対して周知していただくようお願いいたします。

事務連絡

厚生労働省医政局医事課

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いにおける初診からの電話や情報通信機器を用いた 診療に係る要件の遵守の徹底及び実施状況の報告について(周知)

新型コロナウイルス感染症が拡大し、医療機関の受診が困難になりつつあることに鑑みた時限的・特例的な対応として、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」(令和2年4月10日付け厚生労働省医政局医事課、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡。以下「令和2年4月10日付け事務連絡」という。)及び「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いに関する留意事項等について」(令和2年8月26日付け厚生労働省医政局医事課事務連絡。以下「令和2年8月26日付け事務連絡」という。)において、電話や情報通信機器を用いた診療や服薬指導等の取扱いについてお示しするとともに、同取扱いについて、原則として3か月ごとに検証を行うこととしていたところです。

これまでの時限的・特例的な取扱いに関する検証結果を踏まえ、今後の時限的・特例的な取扱いにおける初診からの電話や情報通信機器を用いた診療に係る要件の遵守の徹底及び実施状況の報告については下記のとおりですので、貴管下の医療機関に周知していただくようお願いいたします。

記

1. 初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施の要件の遵守の徹底について 令和2年4月10日付け事務連絡1. (1)に記載している以下の要件を遵守しない 処方が見られたことから、初診から電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療 機関は当該要件の遵守を徹底すること。

- ① 麻薬及び向精神薬を処方してはならないこと
- ② 診療録等により当該患者の基礎疾患の情報が把握できない場合は、処方日数は7日間を上限とすること
- ③ 診療録等により当該患者の基礎疾患の情報が把握できない場合は、診療報酬における薬剤管理指導料の「1」の対象となる薬剤の処方をしてはならないこと

また、当該要件を遵守しない処方が行われた医療機関については、厚生労働省から 都道府県へ情報提供を行うこととするので、情報提供を受けた都道府県は、当該医療 機関における電話や情報通信機器を用いた診療の実態を調査の上、行為の速やかな停 止を勧告するなど必要な指導を行うこと。また、かかる調査や指導等の結果について は、厚生労働省に随時情報提供すること。

2. 初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施状況の報告について

令和2年4月10日付け事務連絡及び令和2年8月26日付け事務連絡において、初診から電話や情報通信機器を用いた診療や受診勧奨を行う医療機関は、その実施状況について、所在地の都道府県に毎月報告を行うこととしているところ、これまでの時限的・特例的な取扱いに関する検証結果を踏まえ、引き続き検証が必要と考えられる報告項目に限定する等、別添1のとおり報告の様式を変更することとしたので、4月以降の実施状況については、変更後の様式により、所在地の都道府県に報告を行うこと。なお、報告すべき実施状況については、令和2年4月10日付け事務連絡1. (5)を参照すること。各都道府県においては、様式の変更について医療機関に対して周知するとともに、引き続き、管下の医療機関における毎月の実施状況をとりまとめ、Excel ファイルにより厚生労働省に報告を行うこと。

※ 初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施又は2度目以降の診療を電話や情報通信機器を用いた診療や受診勧奨を行う医療機関(初診も電話や情報通信機器を用いた診療の場合)は所在地の都道府県に毎月報告を行うこと。
※「初診」とは初めて診察を行うことをいいますが、継続的に診療をしている場合においても、新たな症状等に対する診療を行う場合や、疾患が治癒した後又は治療が長期間中断した後に再度同一疾患について診察する場合も、「初診」に含みます。
※ Excelファイルでの提出にご協力ください。
※ Excelファイルは厚生労働省のホームページからダウンロードが可能です(ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医療 > オンライン診療に関するホームページ > II オンライン診療における関連通知)。

* LXC	※ EXCEIファイルは厚生労働省のホームペーシからダウンロートか可能です(ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医療 > オンフイン診療に関するホームペーシ > 11 オンフイン診療における関連通知)。												
			体	和压亚口			基本情報						
例	何		施設名 郵便番号 000-000 000-0000		住所(都道府県から記載) 東京都千代田区・・・				電話番号 080-0000-0000				
1911			- 〇〇区院	000-0000	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				U8U-UUUU				
No	日付 (プルダウン から選択して ください)		, - 対応した医師名		診療録等(過去の診療録、診療情報提供書、地域医療情報連携ネットワーク、又は健康診断の結果等)による基礎疾患等患者情報の確認について(プルダウンから選択してください)	患者情報 (プルダウンから選 択してください)			診療の内容(プルダウンから選択してください)				
	年	月日			プンがら送がしてくたでいり	年齢	性別	住所	処方について	診療に用いた情報通信機器と初診/再診の状況について	保険適応について		
	-					<u> </u>	<u> </u>						
	-												
	-												
		\dashv				-							
						<u> </u>							
						<u> </u>							
	-					<u> </u>							
						<u> </u>							
		_			<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>						
						-							
		_				<u> </u>							
		\dashv				 							
		_	1			<u> </u>	<u> </u>						
		-											
			_										
		-				-							
		_	1			<u> </u>							
		_											

公印省略

4 医指第 3 2 9 2 号 令和 5 年 3 月 1 4 日

各関係医療機関の管理者 殿

福岡県保健医療介護部医療指導課長 (医療指導課)

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いにおける初診からの電話や情報通信機器を用いた診療に係る要件の遵守の徹底及び実施状況の報告について(周知)

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。標記について、厚生労働省から別添(写)のとおり通知がありましたのでお知らせします。つきましては、初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施の要件を遵守していただきますとともに、実施した場合は別添1の様式(※)により福岡電子申請サービスから御報告いただきますようお願いいたします。

なお、報告様式及び提出方法は県ホームページ (https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/202 00410dennwajouhoutuusinnkiki.html) に掲載していますこと申し添えます。

※ 別添1の様式は、令和5年3月実施分までは既存の様式を、4月以降実施分は新様式を使用 してください。

【担当】

医療指導係

TEL 092-643-3274

FAX 092-643-3277

- ※ 初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施又は2度目以降の診療を電話や情報通信機器を用いた診療や受診勧奨を行う医療機関(初診も電話や情報通信機器を用いた診療の場合)は所在地の都道府県に毎月報告を行うこと。
- ※「初診」とは初めて診察を行うことをいいますが、継続的に診療をしている場合においても、新たな症状等に対する診療を行う場合や、疾患が治癒した後又は治療が長期間中断した後に再度同一疾患について診察する場合も、「初診」に含みます。

	基本情報											
			施討		郵便番号	住				電話番号		
例		○○医院 000-0000			福岡県福岡市博多区・・・				000-0000-0000			
		日付	1			診療録等(過去の診療録、診	患者情報			診療の内容		
No	年月日対応した医師名			対応した医	療情報提供書、地域医療情報 ネットワーク、又は健康診断の 結果等)による基礎疾患等患 者情報の確認について、下記 から選択 1. 診療録等で基礎疾患等患 者情報を確認した。 2. 診療録等で基礎疾患等患 者情報を確認できなかった。	年齢	性別 1. 男 2. 女	住所 1. 県内 2. 県外	処方について、下記から選択 1. 麻薬 2. 向精神薬 3. 薬剤管理指導料1に該当する薬 4. 基礎疾患を把握していない患者に対する8日分以上の処方 方. 上記以外の薬を処方した。 6. 処方なし	診療に用いた情報通信機器と 初診/再診の状況について、 下記から選択 1. オンライン診療による初診 2. オンライン診療による再診 3. 電話診療による初診 4. 電話診療による再診	保険適応につい て、下記から選択 1. 保険診療 2. 自由診療	
例	2023	3	8	福岡太	郎	1. 診療録等で基礎疾患等患 者情報を確認した。	30	1. 男	1. 県内	6. 処方なし	1. オンライン診療による初診	1. 保険診療
2	2											
;	3											
4	Ļ											
,	5											
(3											
-	,											
	3											
9												
10												